

# みどり戦略学生チャレンジ北海道ブロック大会表彰等実施要領

制定 令和6年6月12日付け6道農第1368号

一部改訂 令和7年9月8日付け7道第2794号

## 第1 趣旨

本大会は、農林水産省が実施する「みどり戦略学生チャレンジ」の一環として、北海道地域における大学生や高校生等に「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた取組にチャレンジしてもらい、優れた取組成果を表彰し広く紹介する等により、将来を担う若い世代の環境に配慮した取組を促し、北海道地域における「みどりの食料システム戦略」の展開に資することを目的とする。

みどり戦略学生チャレンジ北海道ブロック大会（以下「北海道ブロック大会」という。）については、みどり戦略学生チャレンジ実施要領（以下「全国版実施要領」という。）に定めるもののほか、この要領（以下「本実施要領」という。）の定めるところによる。

## 第2 実施主体

本大会は、北海道農政事務所、北海道農業研究センター、北海道農政部及びJAグループ北海道の共催により実施する。

## 第3 実施内容

みどり戦略学生チャレンジの地方ブロック大会として、北海道地域の学生による「みどりの食料システム戦略」に基づく取組の成果について、審査・表彰等を行う。また、特に優れた取組成果を対象に、全国大会出場者を決定する。

## 第4 表彰等対象者

みどり戦略学生チャレンジ参加者のうち、北海道地域に所在の学校に在学する学生により構成されるグループ及び個人とする。

## 第5 審査委員会の設置

表彰等の審査を適正かつ円滑に実施するため、北海道農政事務所において審査委員会を設置し、全国大会出場者の選出及び表彰者の選定を行う。なお、審査委員会の設置については、別紙1のとおり定める。

## 第6 全国大会出場者の選出

- 1 全国版実施要領第3の1の（1）及び（2）に掲げる各部門について、第5の審査委員会による審査の結果、特に優れた取組成果を対象に、全国大会出場者を決定する。
- 2 全国大会への出場枠は全国版実施要領第2の2の（2）及び（3）に基づき公表された数とする。

## 第7 表彰の種類

第5の審査委員会の審査の結果に基づき、次の賞区分に従い受賞者を決定し、表彰する。ただし、全国大会において受賞した者を除く。

### 1 高校の部

北海道農政事務所長賞

北海道農業研究センター所長賞

J Aグループ北海道会長賞

優秀チャレンジ賞 適宜

### 2 大学・専門学校の部

北海道農政事務所長賞

北海道農業研究センター所長賞

J Aグループ北海道会長賞

優秀チャレンジ賞 適宜

## 第8 取組発表会（交流会）の実施

1 大会参加者が相互の取組成果について学び、交流することで、「みどりの食料システム戦略」に対する理解を深め、環境に配慮した取組を促進することを目的として、取組発表会（交流会）を実施する。

2 北海道ブロック大会の詳細については、別紙2のとおりとする。

## 第9 表彰した取組成果の取扱い

表彰した取組成果や表彰者の氏名（学校名等）については、北海道農政事務所や共催する組織のホームページや公式YouTubeチャンネル、北海道農政事務所や共催する組織のイベント等で広く発信する。

## 第10 事務局

本大会の事務は、関係機関及び北海道農政事務所関係各課の協力を得て、北海道農政事務所みどりの食料システム戦略推進事務局が行う。

## 第11 その他

本実施要領に定めるもののほか、本大会の運営に関して必要な事項は、共催機関で協議の上、事務局が定める。

## 別紙 1

### みどり戦略学生チャレンジ北海道ブロック大会審査委員会の設置について

本実施要領第5に基づき、北海道ブロック大会審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を次のとおり設置する。

#### 1 構成

審査委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長：北海道農政事務所次長

委員：北海道農政事務所持続的食料システム戦略推進官

北海道農業研究センター研究推進部長

北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局長

J A北海道中央会 J A支援部長

事務局：北海道農政事務所みどりの食料システム戦略推進事務局

#### 2 審査委員会の開催

1 審査委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して審査委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### 3 審査方法

審査委員会は、全国版実施要領第6の1の（2）の基準に基づき、審査を実施する。また、必要に応じて、審査期間中に取組の詳細に関する応募者への聞き取り及び追加資料の提出を求めることができる。

## 別紙 2

### みどり戦略学生チャレンジ北海道ブロック大会表彰規定

#### 1 趣旨

本実施要領で定める北海道ブロック大会の表彰対象者を決めるための必要な事項を定める。

#### 2 表彰者

高校の部門及び大学の部門それぞれで以下の賞で表彰する。

- (1) 北海道農政事務所長賞 1点（最優秀賞）
- (2) 北海道農業研究センター所長賞 1点（優秀賞）
- (3) J Aグループ北海道会長賞 1点（優秀賞）
- (4) 優秀チャレンジ賞 数点

#### 3 表彰の対象

全国版実施要領第6の(2)の審査基準により採点され、その点数が特に高いものから順に対象とする。

#### 4 表彰の対象から除外する者

全国大会での受賞者は、表彰の対象としない。

#### 5 表彰の手続

被表彰者は、別紙1に定める審査委員会の審査結果に基づき決定する。

なお、決定に際しては、全国大会に出場する学生を含めて行い、全国大会に出場した学生が受賞した場合は、4に基づき除外する。

上記により除外した場合は、審査結果における学生の順番を繰り上げた上で、表彰対象を決定する。

#### 6 表彰の時期及び方法

表彰は、原則として毎年1回行うものとし、2の者が表彰状を授与して行う。なお、共催機関において副賞を贈呈することを妨げない。

#### 7 表彰

表彰状を授与するために、北海道農政事務所は共催機関を代表して表彰状を贈呈する。また、交流会を開催し、参加校間の交流を促進する。